

感染症になった時の対応について

～登園許可証明書の提出をお願いします～

下記の感染症と診断された場合、学校保健安全法施行規則に基づき、医師の許可が出るまで登園を控えて下さい。治癒されましたら登園許可証明書の提出をお願いいたします。

◆感染症の出席停止期間の基準

	対象疾病	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、急性灰白髄炎(ボリオ)	完全に治癒するまで出席停止とする
	クリミア・コンゴ出血熱、ジフテリア、痘そう	
	南米出血熱、ペスト、マールブルグ病	
	ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群	
	鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群	
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退後、2日を経過するまで
	結核	医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において、感染のおそれがないと認められるまで
※インフルエンザは別紙「登園許可報告書(保護者記入用)」に記入し提出してください。		
第3種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症	医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	

◆「その他の感染症」の登園基準の目安

その他の感染症とは、幼稚園で感染症の流行が起こった場合、その流行を防ぐため、必要があれば医師の指示のもと、第3種感染症としての措置をとることのできる疾患です。

園児がよくかかる感染症を下記に抜粋しました。

	対象疾病	登園基準の目安
その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後24時間を経て、全身状態がよければ登園は可能である。
	手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登園可能である。
	ヘルパンギーナ	本人の全身状態が安定している場合は登園可能である。
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力はほとんど消失しているため、発疹のみで全身状態のよい者は登園可能である。
	流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス・ロタウイルス)	下痢、嘔吐症状が消失した後、全身状態のよい者は登園可能である。
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可能である。
	RSウイルス感染症	咳などの症状が安定した後、全身状態のよい者は登園可能である。

(「学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説」より)

※アタマジラミ症・とびひ・水いぼについては、適切な治療を行えば通常登園に制限はありません。

しかし、集団生活の場では感染するおそれがあります。早めの受診をお願いします。